

2004年12月7日

**例外なく、すべての民間提案をモデル事業に
- 実効ある『市場化テスト』の実施を求める -**

社団法人 経済同友会

公共サービスの提供について、わが国では長年、提供者側の説明(すなわち官の論理)を受け入れてきた。その結果、官がどうしても行わなければならない仕事とは何か、なぜ、官がおこなわなければならないのか、についての国民的議論が深まらず、市場のチェックにさらされることなく、その提供が拡大し続けてきた。

来年度から試行的に導入が計画されている「市場化テスト」は、「官から民へ」の小泉構造改革の実現を担う具体的施策として、肥大化する政府機能を縮小し、規制緩和を進め、効率的で小さな政府と民間活力の発揮を実現していくための画期的な試みである。

1980年、イギリスのサッチャー政権によって始められ、その後、多くの国ですぐれた実績を上げてきた同制度が、わが国で試みられるのに四半世紀近くもかかったとはいえ、我々は、その実現に、強い期待を寄せるものである。¹

実効ある『市場化テスト』の実施のため、以下の実現を強く求める。

記

1. 例外なく、すべての民間提案をモデル事業に採用すべきである。

「市場化テスト」の試行的導入として実施される「モデル事業」の民間提案の募集が、このほど締め切られた。我々は、そのすべての民間提案について、例外なく『市場化テスト』を実施することを求める。

- 官側は、現在のサービスにかかる直接経費のみならず、間接経費や補助金、免税額などを含む総コストと、関連した必要情報を開示すべきである。その上で、民間参入にあたっては、規制撤廃を速やかに行い、競争条件の均一化を実現した上で事業者の決定を行うべきである。
- どうしても民間開放ができない、という理由の挙証責任を官が負うという原則のもと、「試験的な導入」とはいえ、『ハローワーク』や『社会保険庁の諸業務』を始め、すでに民間がより安く、より高水準のサービスを提供できる、という提案を行っているものについて、例外なく、『市場化テスト』を実施すべきである。

¹ イギリスにおける市場化テストは、1980年のCompulsory Competitive Tendering(CCT: 強制競争入札)の導入にさかのぼる。

2. 来年度中に、恒久的な法整備を行うべきである。

今回のモデル事業に続き、透明で効果の高い「市場化テスト」が、早期に全面導入されるべく、必要な法的枠組みを2005年中に整備することを強く求める。その際、以下に留意すべきである。

- 民間の提案申請では、官側の圧力を排除する効果的な方策を導入すべきである。
- 同プロセスの透明性と実効性を確保し、事後評価に基づく制度の改善を図るため、法律の裏づけを持ち、一定の権限を与えられた民間主体の第三者機関を設置することが不可欠である。
- 市場化テストは、官製市場を民間に開放し、わが国に新たな事業を創造し、ひいては経済全体を活性化するきっかけになるという主旨を踏まえ、事業者の選定に当たっては、特に新規企業の育成という観点にも配慮した基準とすべきである。
- 市場開放に伴う公務員の雇用問題について、別途、国民的な議論を深め、必要な法制度の整備を行うことが必要。雇用確保のために非効率な行政サービスを温存するというような本末転倒な事態を厳に避けるべきである。

3. 対象を、地方自治体や特殊法人にも拡大すべきである。

今回の「市場化テスト」は中央省庁の事務・事業を対象としている。しかし、生活に密着した多様な公共サービスを提供している地方公共団体や独立行政法人、政府の外郭団体として独占的にサービスを提供している財団法人においても、「官から民へ、中央から地方へ」の流れを加速する中で、自発的、積極的に「市場化テスト」を実施することを期待する。

以上